

令和 7 年第 2 回函館市都市計画審議会 議事録

○ 開催日時 : 令和 7 年 5 月 2 1 日 (水) 1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0

○ 開催場所 : 函館市役所 8 階大会議室

○ 出席者

委員 : 1 5 名

函館市 : 1 0 名

○ 傍聴者

報道関係者 1 名

一般傍聴者 0 名

次 第

1 開 会

- (1) 傍聴者へ注意事項告知等
- (2) 審議会成立の要件の確認
- (3) 新委員の紹介
- (4) 議事録作成の告知
- (5) 議事録署名人の指名

2 議 事

- (1) 都市計画の案の作成にあたっての審議
議案 1 函館圏都市計画道路の変更（北海道決定）

3 そ の 他

都市計画変更に係る報告

4 閉 会

..... 1 開 会

..... (1) 傍聴者へ注意事項告知等

(会長)

定刻前ではございますが、出席予定の委員全員がおそろいになりましたので、始めたいと思います。

本審議会におきましては、函館市都市計画審議会の公開に係る要領によって、写真、ビデオ等の撮影、録音などは禁止となっております。このことにつきましては、会場の入口に掲示し、周知をしているところでございます。

つきましては、会議に入る前に、写真、ビデオ等の撮影の時間を設け、これらを許可したいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員)

[異議なし]

(会長)

では、報道関係者の皆様のなかで、写真、ビデオ等の撮影をしたい方がいらっしゃいましたら、今から、若干、時間をとりますので、その間に撮影して下さるよう、お願いいたします。

よろしいでしょうか。撮影の時間は以上で終了します。これ以降は、写真、ビデオ等の撮影、加えて録音についても禁止となりますので、よろしくをお願いいたします。

..... (2) 審議会成立要件の確認

(会長)

次に審議会成立の要件を確認したいと思います。本日は、委員 15 名のうち、15 名に出席をいただいておりますので、委員の半数以上の出席、の要件を満たし、本審議会が成立してございます。

それでは、令和 7 年 第 2 回 函館市都市計画審議会を開会いたします。

..... (3) 新委員の紹介

(会長)

会議に入ります前に、このたび委員に交代がありましたので、交代のあった委員について、事務局から紹介してもらいます。

(都市計画課長)

都市建設部都市計画課長の小畑でございます。

このたび、委員 3 名の交代がありましたので、名簿の順に従いまして、新たな委員の方々をご紹介します。

市議会の議員からの委員として、ご就任いただきました 3 名の方々と順にご紹介いたします。

[委員紹介]

以上、新たに函館市都市計画審議会委員としてご就任いただきました、3 名の方々をご紹介します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

..... (4) 議事録作成の告知

(会長)

次に、本審議会の議事録の作成について告知いたします。

本審議会におきましては、議論の内容が明確となるよう、逐語で作成しております。

議事録の作成方法につきましては、事務局で案を作成し、私を含む委員3名により会議内容と相違ないことの確認を行い、署名をもって完成としております。

また、完成した議事録については、発言者の氏名を表示せず、委員A、委員B、委員Cと書き換えたものを、函館市のホームページで公開しております。

..... (5) 議事録署名人の指名

(会長)

それでは、本日の議事録署名人を決めたいと思います。よろしく願いいたします。

[会長が議事録署名人を指名]

..... 2 議 事

..... 都市計画の案の作成にあたっての審議

(会長)

それでは、議題1の、都市計画の案の作成にあたっての審議に、入ることといたします。議題は、議案第1号函館圏都市計画道路の変更、北海道決定でございます。

この議案第1号につきましては、北海道が決定する案件ござい

まして、都市計画法第15条の2第1項に基づき、北海道が定める都市計画の案の内容となるべき事項を函館市が、北海道に対し申し出ようとするにあたって、「函館市都市計画審議会への付議等に係る方針」に基づき本審議会の意見を聴取するため、令和7年4月16日付けで、函館市長から、本審議会に審議の依頼があったものです。

議事の進め方ですが、まず、事務局から説明してもらい、次に、委員の皆様のご意見やご質問をお伺いすることとします。

それでは、議案第1号の内容について、事務局から説明をお願いします。

(都市計画課長)

それでは、議案1 函館圏都市計画道路の変更について説明させていただきます。詳細につきまして、都市計画課茶野より説明いたします。

(都市計画課主査)

都市計画課の茶野と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは私の方から、議案第1号函館圏都市計画道路の変更、北海道決定についてご説明させていただきます。お手元の議案の1ページをご覧ください。

1. 変更路線の概要です。この度、変更を行おうとする都市計画道路3・4・47号文教通は、函館市日吉1丁目を起点とし、終点が上湯川町で、延長2,630m。構造形式は地表式、車線の本数は2車線、代表幅員は21mで、幹線道路との平面交差は4か所となっております。

備考欄に記載のとおり、本路線の道路名称は主要道道函館南茅部

線として、北海道が管理する道道として認定されており、最終的な変更の決定は北海道による決定となりますので、その決定にあたりまずは函館市から都市計画変更の案を北海道に申し出るものとなります。本日はその案の内容についてご審議していただくものでございます。

今回の変更は幅員の部分的な拡張であることから、代表幅員等に変更はなく、概要については、変更がございません。

続きまして、2. 変更理由としまして、事業実施に伴う詳細設計の結果、擁壁の区域が確定したため、都市計画道路3・4・47号文教通の一部区域を変更するものである。としております。

後ほど詳細をご説明いたしますが、地形上、道路の築造にあたって、宅盤との間に高低差が生じる個所については、擁壁を設置する必要があるため、詳細な設計を行った結果、擁壁設置に必要な区域が確定したことから、道路の幅員の一部を広げる変更を行うものです。

次に、3. 変更内容としまして、一部区域の変更として、擁壁の追加、変更区間は、約101mとしております。

続きまして、議案の2ページ目をお開き願います。

こちらについては、変更箇所を示した図面となっております。吹き出し内の赤い線で示している箇所が、今回変更しようとする箇所となっております。

さらに変更の詳細をご説明する前に、文教通の都市計画決定経過や北海道により進められております整備の状況について、概要をご説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。こちらが、現在の計画における、文教通の全体図となります。

本路線の都市計画決定は昭和48年5月に当初の決定がされております。現在の文教通のルートを赤く着色しておりますが、起点は

日吉町1丁目の外環状線，通称産業道路の交差点としましてそこから，ラサール高校グラウンドの北側を通りまして，見晴町，高丘町を抜け，戸倉中学校の前の道路を下りる形で，終点は上湯川町のトラピスチヌ通と，空港方向へつながる上湯川団地通との交差点までの区間を文教通として都市計画決定しているところです。

本路線の機能としましては，日吉町や見晴町・上野町・高丘町などの密集市街地内の幹線道路となっており，災害時の避難路としての防災機能のほか，沿道周辺には，大学や短期大学，高専や小中高校などが数多く集中する文教地区でもあることから，歩行者の利便性や，通学路としての安全性の向上が期待されております。

さらに，市内の主要幹線道路である産業道路と，トラピスチヌ通とを結ぶ，バイパス道路としての役割も担っており，文教通が整備されることで，湯倉神社前交差点や産業道路の混雑解消などの効果が期待されております。

次に整備状況です。産業道路との交差点を起点とし，トラピスチヌ通を終点とする全体延長2,637mの区間で昭和63年に事業着手して以降，北海道により継続して事業が進められております。

そのうち，産業道路から日吉中央通までの547mの区間については，昭和63年から平成6年度までに整備が完了しております。

スクリーンの写真は，文教通の起点となる産業道路との交差点の状況です。ラサール高校の北側をとおり，新外環状線へつながる日吉中央通との交差点の状況です。交差する日吉中央通については，市の街路事業にて整備が進められております。写真右側ラサール高校グラウンド側の歩道の拡幅が既に行われております。

つづきまして，日吉中央通から見晴公園通の1工区の423mの区間です。本区間は，ラサール高校付近が高台となっており，湯の川，湯の沢川がある低い土地へと谷側に下っていく区間となっております。当初は川を渡る高架橋の計画となっておりますが，掘割

形状のボックスカルバート構造への計画変更を経て、平成19年度から事業に着手し、平成29年度末に開通しております。日吉中央通からの写真です。日吉町周辺の住宅街の下をくぐるようにトンネル形状で下って行きます。そこから、湯の沢川を渡り、見晴公園通との交差点です。見晴公園通からみた文教通です。日吉町側から下ってきて、一旦、見晴公園通に接続したあと、そこからまた、高丘町へ向けて上り坂となっております。

つづきまして、見晴公園通から市道榎本高丘線までの2-1工区の453mの区間については、平成25年度から着手し、現在は工事と用地補償が進められております。

本区間では、すでに部分的に道路工事が行われております。

2-1工区の終点側です。バス路線となっている榎本高丘線に接続します。榎本高丘線からみた文教通です。2-1工区側から榎本高丘線に接続し、そこから、2-2工区、戸倉中学校付近に向けてさらに上り坂となる計画です。

つづきまして、今回の都市計画変更の区間となる榎本高丘線から戸倉中学校までの2-2工区の498mの区間です。

本区間は令和2年度から事業に着手しており、現在は用地補償が進められておりますが、写真のとおり、本線と既存の宅盤との間に高低差が発生することから、擁壁の設置が必要となります。

擁壁が必要となる区間です。この区間でも、道路が現状より下がる計画となっていることから、民地と本線の間に2m～3m程度の高低差が発生します。さらにすすんで、函館大学横の現道から外れ斜めに、戸倉中学校方向へ向かいます。この区間では道路と宅盤の高さはほぼ同じ高さとなっております。

終点部です。現況でコンビニエンスストアがある付近を横切り湯川高丘線へ接続します。接続する湯川高丘線です。

つづきまして、最後の区間、戸倉中学校前の湯川高丘線から、終

点のトラピスチヌ通までの3工区716mの区間です。

本区間はロードヒーティングが必要な現道を迂回し、縦断勾配の緩和のためのルート変更により終点の変更を経て、令和3年度から事業に着手しております。現在は松倉川に係る橋梁や法面の調査・設計を行っている段階です。終点のトラピスチヌ通の交差点です。函館空港へつながる上湯川団地通に接続します。

現在事業を進めている2-1工区、2-2工区、3工区については、いずれも事業認可上は令和10年度までの期間となっており、北海道により早期の完成を目指し事業を進めていただいているところですが、予算状況や地権者との協議状況によっては、さらに期間が延びる可能性がある状況と聞いております。以上が文教通全体の説明です。

それでは、議案に戻りまして、議案の3ページ目をご覧ください。す。「都市計画変更計画図」としまして、変更箇所の詳細を示したものとなっております。黄色の線が、変更前の現在の都市計画区域を、赤色の線が、変更後の区域を示しております。この度、擁壁の設置が必要な区間は3区間ございます。

「拡大図」では、変更する箇所の詳細を示しておりまして、擁壁の設置に必要な施設幅としまして、「拡大図1」では、左右にそれぞれ2区間。終点に向かって右側に78.5cmの幅で、延長約73m、左側に75cmの幅で45mそれぞれ拡幅するとし、計画幅員が21mから21.785～22.535mへ変更となります。「拡大図2」では1区間、終点に向かって右側に75cmの幅で延長約27m拡幅し、計画幅員が21.75mに変更となっております。

都市計画区域に追加する施設幅が異なる理由としましては、高低差の違いや土質により、設置する擁壁の厚さがそれぞれ異なるため、道路と民地の高低差が大きくなればなるほど、擁壁の高さも高くなり、その分、強度が必要となり、擁壁の厚さもより必要となる

ためです。

最後に、こちらが文教通の変更手続きのスケジュールとなっております。昨年から本年3月にかけて、影響のある土地や建物の所有者といった関係者のほか、関係町会であります高丘町会に対し、変更内容の説明を行い、ご理解を得たところとなっております。

また、警察や道路管理者といった関係機関とも協議を行いましてこちらに関しても、意見等はございませんでした。

本日の本審議会におきまして、変更内容についてご承認いただくことができましたら、本審議会後、速やかに北海道に対し案の申し出をし、本案をもって、本年7月1日に開催される北海道都市計画審議会幹事会、7月10日の同予備審、その後、約2週間の変更案の法定縦覧を行い、9月4日に開催される北海道都市計画審議会本審議を経まして、本年10月には、今回の変更が決定・告示となるスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

以上、議案第1号「函館圏都市計画道路の変更」（北海道決定）についてご説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（会長）

ただ今、事務局から、都市計画道路の事業実施に伴う、詳細設計の実施等により、道路の区域が確定したため、都市計画道路の一部区域の変更に向け、都市計画決定を行う北海道に対し、都市計画の案の申し出をしたい、との説明がございました。

この件について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

（委員）

[異議なし]

(会長)

よろしいでしょうか。

それでは、議案 1 については、当審議会として、意見が無い旨を、市長に答申するということでよろしいでしょうか。

(委員)

[異議なし]

(会長)

それでは、
議案 1 函館圏都市計画道路の変更につきましては、
意見が無い旨を、市長に答申することといたします、
これをもちまして、本日の議事は終了いたしました。

..... **3 その他**

(会長)

続きまして、会議次第の 3 番目の「その他」に入ることといたします。内容につきましては、都市計画変更に係る報告となっております。それでは、事務局からお願いいたします。

(都市計画課長)

ご報告いたします。

令和 7 年 2 月 1 7 日に開催いたしました本審議会においてご審議いただきました「函館圏都市計画下水道の変更」につきましては、令和 7 年 3 月 2 1 日付で公告を行っております。

報告事項は以上でございます。

..... 4 閉 会

(会長)

それでは、これもちまして、
令和7年 第2回 函館市都市計画審議会を閉会いたします。